答申第181号 平成28年5月13日

神戸市情報公開審査会 会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について ( 答 申 )

平成 28 年 1 月 8 日神建北第 2413 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「公園管理会聴取書・調査報告書」の不存在決定に対する不服申立てについての諮問

# 答 申

## 1 審査会の結論

「○○公園管理会との聞き取りにより、概ね活動内容申請どおりに行われていた ことを確認とされた聴取書または調査報告書」の請求について、実施機関が文書を 保有していないことにより非公開とした決定は妥当である。

## 2 異議申立の趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「平成22年度から平成27年度における○○公園管理会にかかる下記事項について

- 1. 活動内容申請書
- 2. 上記期間のうち、2015年7月27日市長への手紙の返信における「活動報告書を訂正し提出していただいております」とされた訂正後の活動報告書
- 3. 上記 2 と同様,「公園管理会との聞き取りにより, 概ね活動内容申請どおり に行われていたことを確認」とされた聴取書または調査報告書などのいずれかのもの

上記 1 と 2 は神建北第 1337 号で受けました。3 はまだ公文書の通知がありません。」

- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件請求に該当する文書が存在するはずであるとして、 異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

## 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 27 年 12 月 8 日受付の異議申立書及び平成 28 年 3 月 10 日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

建設局北建設事務所は市民の税により公務を行う機関であることを忘れている。 ○公園管理会の活動内容申請書は支出金の事前審査書類,活動状況報告書が支 出金の証拠書であり,活動報告の証拠書が支出要件を満たさなければ,受けた支出 金は返還を求めなければならない。そこで活動日数の82日分訂正には,返戻の場 合の返戻付箋添付,再受付印,訂正の確認書,復命書,聴取書などを添付すべきで ある。訂正は二線抹消の訂正印で,修正液使用などを認めることはできない。

報告書で平成25年度以前も同様としているが、これで重要な証拠書とすること

は認められない。○○公園管理会は訂正の根拠資料も示さず、市が有効としたことが理解できない。聴取は聞き取り者も日付も不明だらけの業務執行である。平成25 年度の活動報告も支出金の要件不足で、公園管理会の認定要件も欠いている。それが口頭説明のみで確認処理とするのも認められない。保有していないのであれば、8月25日付神建北第1337号の公文書公開決定通知時に通知してこなければならない。北建設事務所が活動報告書の訂正を行ったことで経過書などは作成記帳されておらず、再受付印の押印もないものとなっている。

また、○○公園管理会の報告書は他の手書きのものと異なり官公庁の文言書で、訂正が不自然である。北建設事務所の職員が作成したのではないか。何年も優柔不断な業務執行の結果から口頭申出だけの容認は暴挙である。平成 22 年度から 26 年度までの証拠書を求め、○○公園管理会会員の手紙のような活動ではなく、正規の活動を求めるべきである。平成 26 年 8 月の平成 25 年度指摘分の確認をせずして 26 年度の助成金は支出できない。北建設事務所は怠慢で根拠も求めず、平成 26 年度と同じ確認行動である。口頭申出を証拠とするなら悪事はいくらでも可能になり、そんな市の行政が存在してはいけない。建設局長決定どおりの指導監督を行うことを望んでおり、支出金の基礎となる適正な公文書を取得し、取得できない場合は返納金を求めるべきである。北建設事務所は事務に慎重さが欠けており、事務処理の曖昧さと未熟さを露出している。これらを踏まえなぜ経過書がなく公開できないのか審査願う。

## 4 実施機関の主張

実施機関の主張を,平成28年2月5日付けの非公開理由説明書,平成28年2月26日における事情聴取から要約すれば,概ね以下のとおりである。

まちの美緑花ボランティア「公園管理会」とは、都市公園を管理するために結成されたボランティア団体である。実施機関は、公園の管理のためのボランティア活動を支援するために、年度当初に予め申請された活動内容に基づいて算出した活動助成金を交付し、その活動を支援するものである。ボランティア団体は、清掃活動等に従事し、4月と10月に半期ごとの活動報告書を提出し、翌年4月に1年分の収支報告書を提出することになっている。実施機関は、まちの美緑花ボランティア団体「公園管理会」から提出された活動報告書等に疑義が生じた場合、電話等で直接話を聞き、その内容が確認でき、かつ軽微なものであれば、訂正に応じている。

実施機関は、申立人から○○公園管理会の活動内容申請書と活動報告書に齟齬があると指摘を受け、○○公園管理会へ聞き取りをした結果、活動報告書に記入漏れがある(報告された活動回数が実際に活動した回数より少ない)ことが判明したので訂正を依頼した。実施機関は、○○公園管理会より訂正後の活動報告書とあわせて、訂正に至った理由についての報告書を受理した。

申立人により平成27年8月14日付で「公開請求された公文書」と同じ内容の公

開請求が行われたため、実施機関は活動内容申請どおりに活動をしていたことを確認した文書として、○○公園管理会から提出された報告書を公開(平成 27 年 8 月 25 日付、神建北第 1337 号)した。

申立人は、〇〇公園管理会の提出した報告書が平成 27 年 8 月 14 日付で請求している公文書に該当しないとして、平成 27 年 10 月 26 日付で再請求を行ったが、神建北第 1337 号で公開した文書以外には保有していないため本件決定に至った。

# 5 審査会の判断

#### (1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求した「2015年7月27日付市長への手紙の返信における「公園管理会との聞き取りにより、概ね活動内容申請どおりに行われていたことを確認」とされた聴取書または調査報告書」(以下「本件請求資料」という。)の存否である。

以下検討する。

## (2) 本件請求資料の存否について

ア まちの美緑花ボランティアに関する要綱(以下「要綱」という。) に基づく提出 書類について

実施機関によると,まちの美緑花ボランティア(以下「公園管理会」という。) とは,都市公園を管理するために結成されたボランティア団体である。

実施機関は、ボランティア団体の清掃活動等を支援するため、まちの美緑花ボランティアに関する要綱(以下「要綱」という。)を策定(平成 13 年 1 月 15 日付建設局長決定(改正平成 17 年 4 月 1 日))し、助成金の交付等についての必要事項を定めている。この要綱では、各公園管理会から年度当初に予め申請された活動内容に基づいて算出した活動助成金を交付することとしている。公園管理会は、清掃活動等に従事し、4 月と 10 月の半期ごとに活動報告書を市に提出し、さらに申請年の翌年の 4 月に 1 年分の収支報告書を提出することになっている。

都市公園における清掃活動等を行い助成金の交付を受けようとするボランティア団体は、結成届(様式第1号)を提出し、認定を受けた(様式第2号)上で、活動内容の申請(様式第4号)を行うこととなっている。

助成金の交付を申請しようとする場合は、「助成金交付申請書」(様式第 5 号)を 実施機関に提出し、実施機関は交付申請を受け付けた場合には、速やかにその内容 及び助成の適否を審査したうえで助成金の交付を決定し、その結果を「助成金交付 決定通知書」(様式第 6 号)により通知し、「助成金請求書」(様式第 7 号)を受け て、助成金を交付するとなっている。また、申請者は事業終了後速やかに、活動報 告書(上半期・下半期)(様式第 8 号)、収支報告書(様式第 9 号)を実施機関に報 告しなければならないとしている。

なお、清掃活動等を廃止する場合、活動報告書・収支報告書とともに「活動廃止届」(様式第10号)を提出し、助成金に残金があるときは、期限を定めて助成金の

返還を命ずるとしている。

# イ 事情聴取等の結果について

審査会は、実施機関に対し、「『公園管理会との聞き取りにより、概ね活動内容申請どおりに行われていたことを確認』とされた聴取書または調査報告書などのいずれかのもの」の存否について確認を行った。実施機関としては、本件請求以前に行われた申立人からの同一の公開請求に対する対象公文書として、〇〇公園管理会から取得した平成27年7月6日付報告書を特定して公開したが、当該公文書は請求の趣旨に沿っていないとして、今回の請求に及んだとしている。

また、本件申立に関する事務処理において復命書、聴取書等の作成の有無についても聴取したところ、実施機関としては公園管理会から提出された活動報告書等に 疑義が生じた場合には、電話等で直接話を聞き、その内容が確認でき、かつ軽微なものであれば、訂正に応じているとしており、これら一連の事務処理に係る復命書や公園管理会に対する聴取書又はこれに類する文書は作成していないとしている。 以上のとおり本件請求資料の存否について検討した結果、請求の趣旨に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

したがって,文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とはいえず,実施機関が本件決定を行ったことは妥当である。

# (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

# (参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成28年1月8日	_	*諮問書を受理
平成28年2月5日	_	*実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年2月26日	第294回審査会	*実施機関の職員から非公開理由等を聴取 *審議
平成28年3月18日	第295回審査会	*審議
平成28年5月2日	第296回審査会	*審議